

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	自立支援医療費（精神通院）の支給認定の取り消し	
根拠法令・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第34条 自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日 障発第0303002号)	
所 管 課	健康福祉局 健康部 精神保健課	
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設 定 <input type="checkbox"/> 設定できない <input type="checkbox"/> 基準を公開できない	
(処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋） （支給認定の取消し） 第五十七条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。 一 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。 二 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。 三 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第九条第一項の規定による命令に応じないとき。 四 その他政令で定めるとき。</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（抜粋） （支給認定を取り消す場合） 第三十四条 法第五十七条第一項第四号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。 一 支給認定を受けた障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が、正当な理由なしに法第九条第一項の規定による命令に応じないとき。 二 支給認定障害者等が法第五十三条第一項の規定又は第五十六条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。</p> <p>○「自立支援医療費の支給認定について」より自立支援医療費(精神通院医療)支給認定実施要綱（抜粋） 第7 受給者証の返還 支給認定の有効期間が満了したとき、受診者が他の都道府県に居住地を移したとき、その他当該都道府県において法第58条第1項の支給認定を行う理由がなくなったときは、速やかに受給者証をその交付を受けた際の居住地を管轄する市町村長を経由して都道府県知事に返還させること。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<input checked="" type="checkbox"/> 聴 聞 <input type="checkbox"/> 弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	